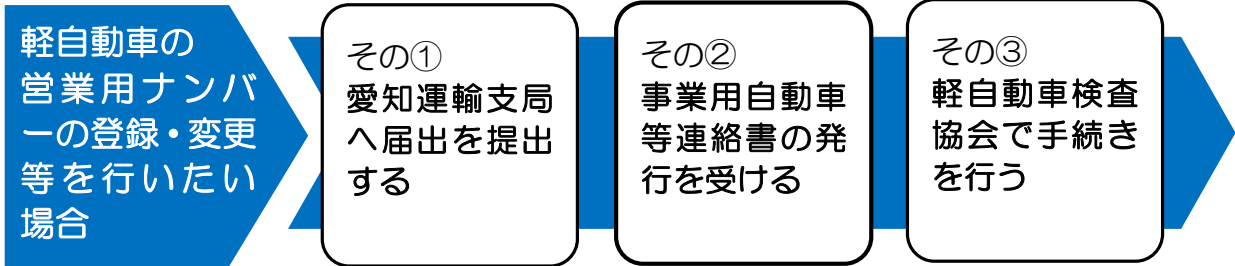


愛知県内における貨物軽自動車運送事業のご案内

中部運輸局愛知運輸支局 輸送・監査担当

1. 貨物軽自動車の営業用ナンバー登録について

愛知県内管轄の軽自動車の営業用ナンバー（名古屋、尾張小牧、一宮、春日井、三河、豊田、岡崎、豊橋）の新規登録、抹消、及び使用者欄の記載事項の変更等（名義変更、住所変更等）を行う場合、あらかじめ愛知運輸支局から「事業用自動車等連絡書（指定書）」の発行を受けなければ、軽自動車検査協会における手続きができません。愛知運輸支局に提出する各種届出の確認後、当局にて「事業用自動車等連絡書（指定書）」を発行しますので、所定の登録書類に添付の上、軽自動車検査協会で行ってください。ただし、総排気量250ccを超える二輪自動車の登録は、運輸支局及び自動車検査登録事務所にて行います。



2. 初めて貨物軽自動車運送事業を始めるには **新規**

貨物自動車運送事業法第36条に基づき、初めて貨物軽自動車運送事業を經營する場合にはあらかじめ運輸支局への届出が必要です。経営届出に係る基準等が次のとおり定められていますので、事業計画等を定めた上で「貨物軽自動車運送事業経営届出書」を提出してください。同時に貨物自動車運送事業法報告規則第2条の2に基づく「運賃及び料金設定届け」の提出、さらに、事業用自動車には道路運送法第95条に基づく氏名又は名称の表示が必要です。

（ア）初めて経営届出書を提出する際の基準（平成18年8月29日愛運支局公示第1号より抜粋）

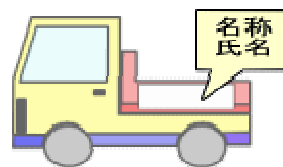
項目	基準等
営業所	営業活動及び運転者の管理を行う拠点を記載してください。自宅に営業所を設置することもできます。
自動車車庫	原則として、営業所に併設とすることが必要ですが、併設できない場合は、営業所から2km以内に確保してください。全ての車両が容易に収容できる広さを確保してください。（1両あたり8㎡以上が目安となります。）他の用途に使用する部分と明確な区分を行ってください。自動車車庫（土地・建物）を使用する権原を有していることが必要です。自動車車庫（土地・建物）は、都市計画法等の関係法令に抵触しないものであることが必要です。
休憩施設	乗務員が有効に利用することができる適切な施設を確保してください。自宅に休憩施設を設置することもできます。
事業用自動車	事業を行うための適切な構造であることが必要です。二輪の自動車については、総排気量125ccを超えるものについて届出を行ってください。
運送約款	国土交通大臣が告示した標準約款に準じて運送約款を作成してください。「標準約款」と同一のものを設定することもできます。
管理体制	過積載、過労運転の防止、乗務前後の点呼、乗務員に対する指導監督等の事業の適正な運営のための管理体制を確保してください。

（イ）運賃・料金設定について

運賃・料金	荷主に対して不当とならないように設定してください。特定の荷主が決まっている場合は、荷主と相談して定めることもできます。
-------	---

(ウ) 事業用自動車の車体表示について（道路運送法第95条）

- ・ 自動車の両側面には氏名又は名称を表示してください
- ・ 表示は、はっきりと消えないもので図のように記入してください。



3. 現在の届出事項に変更があった場合の手続きについて **変更** **増減車** **廃止**

既に貨物軽自動車運送事業を行っている者で、届出事項の事業計画に変更があった場合には運輸支局への届出が必要です。「貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書」に変更事項を記載の上、提出してください。確認後、「事業用自動車等連絡書」を発行します。以下、問い合わせの多い具体例を挙げます。

- ・ 住所、営業所の位置、車庫の位置が変わった
※ 県外へ変更の場合、愛知運輸支局への届出に加えて変更先運輸支局への届出が別途必要です。
- ・ 現在の車両に加えて事業用自動車を登録したい。
※ 自動車車庫の収容能力が不足する場合、収容能力変更の届出も同時に必要です。
- ・ 事業を廃止して事業用自動車を売却したい。又は自家用自動車に用途を変更したい
※ 変更後の事業用自動車の数が0(ゼロ)になる場合は廃止届が必要です。

4. 車両の入れ替えについて **代替**

既に貨物軽自動車運送事業を行っており、旧車両を新しい車両に入れ替える場合には、①旧車両のナンバーが確認できる書類(車検証のコピー等) ②新しい車両の諸元が確認できる書類(諸元表若しくは現在の車検証のコピー等) の2つを提出してください。確認後、「事業用自動車等連絡書」を発行します。ただし、以下の条件全てを満たすものに限ります。

- ・ 新しい車両に登録後も、使用者欄の記載事項に変更がないこと
- ・ 新しい車両が現在「自家用」となっていること、もしくは新規扱い(新車、中古車新規)であること
- ・ 旧車両と新しい車両の登録手続きを同一日、かつ同一窓口で行うこと

5. 各種届出の提出先について

〒454-8558 名古屋市中川区北江町1-1-2

愛知運輸支局 輸送・監査担当(軽貨物)あて TEL:052-351-5312

各種届出用紙は直接窓口にて入手するか、愛知運輸支局ホームページ(下記参照)よりダウンロードして入手して下さい。届出先は輸送担当窓口です。届出事項に不備がない場合、即日「事業用自動車等連絡書」を発行します。なお、届出を郵送にて行う場合は、①記載した届出用紙 2部 ②返信用の住所を記載した封筒(あらかじめ所定の額の切手を貼ったもの) ③提出者の連絡先を記入したメモ用紙等 以上を同封して下さい。

愛知運輸支局ホームページ <https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/aichi/index.html>

6. 上記届出後の登録(車検証の書換等)に関する問い合わせ先について(250ccを超える二輪自動車を除く)

名古屋ナンバー	軽自動車検査協会愛知主管事務所 (名古屋市中港区いろは町2丁目5番1)	TEL:050-3816-1770
尾張小牧、一宮、春日井ナンバー	軽自動車検査協会愛知主管事務所小牧支所 (小牧市新小木三丁目3番地)	TEL:050-3816-1773
三河、豊田、岡崎ナンバー	軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所 (愛知県豊田市若林西町西葉山4番2)	TEL:050-3816-1772
豊橋ナンバー	軽自動車検査協会愛知主管事務所豊橋支所 (豊橋市神野新田町字京ノ割18番地)	TEL:050-3816-1771